

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 23 日

(別 記 1) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

渡航移植に関する注意喚起情報の発信について

移植医療の推進につきましては、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成 30 年に国際移植学会等が公表した「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言 2018 年版」等の趣旨を踏まえ、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）においても、「イスタンブール宣言」の趣旨に基づき移植医療を適切に実施することを明記しています。

また、「イスタンブール宣言」の下、本人の意思表示を基本とした脳死下での臓器提供及び移植が国内においてより一層推進されるよう、国民への普及啓発や国内体制の整備に務めているところです。

渡航移植については、臓器売買や有償あっせんに関与した場合には法令違反となり刑罰が科せられるだけでなく、適切な医療体制が整わない病院での移植手術や帰国後の治療継続体制が担保されない場合があるなど、倫理上、医療上の様々な懸念があります。

今般、渡航移植に関する国民への注意喚起及び適切な情報の提供を目的として、厚生労働省ホームページに渡航移植に関する注意喚起を促すホームページを開設するとともに、ポスターデザインを作成しました。つきましては、本趣旨について御理解いただくとともに、貴会におかれましても、貴会関係医療機関への周知にご協力をお願いいたします。

記

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74457.html

渡航移植に関する注意喚起ポスターデザイン URL：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001726258.pdf>

(別記 1)

公益社団法人	日本医師会
公益社団法人	全国自治体病院協議会
公益社団法人	全日本病院協会
一般社団法人	日本病院会
一般社団法人	日本医療法人協会
公益社団法人	日本精神科病院協会
公益社団法人	日本眼科医会
一般社団法人	日本移植学会
一般社団法人	日本救急医学会
一般社団法人	日本臨床救急医学会
一般社団法人	日本救急看護学会
一般社団法人	日本集中治療医学会
一般社団法人	日本脳神経外科学会
	日本臨床脳神経外科協会
公益社団法人	日本小児科学会
一般社団法人	日本外科学会
特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会
一般社団法人	日本胸部外科学会
特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会
一般社団法人	日本消化器外科学会
一般社団法人	日本内科学会
一般社団法人	日本循環器学会
一般社団法人	日本呼吸器学会
一般社団法人	日本肝臓学会
一般社団法人	日本腎臓学会
一般社団法人	日本糖尿病学会
一般社団法人	日本泌尿器科学会
一般社団法人	日本透析医学会
一般社団法人	日本臨床腎移植学会
一般社団法人	日本内分泌学会
一般財団法人	日本消化器病学会
	日本角膜移植学会
公益財団法人	日本眼科学会
	日本角膜学会
特定非営利活動法人	日本法医学会

ストップ! 渡航移植



渡航前に、いったん立ち止まってください

その移植、違法な臓器取引につながっていませんか。
帰国後、適切な診療を受けられないおそれがあります。
国内の移植実施施設へ、必ず相談してください。



海外の外科医や病院の実績について、
国内の移植実施施設に直接
確認することなく渡航しないでください



正確な手術記録がなければ、
適切な術後管理が困難になります



違法性があると判断された場合、
帰国後の診療を断られることがあります



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



詳細はこちらから